

令和 8 年度 南丹市商品プロモーション支援事業を 募集します

10/1

募集開始

市内事業者が販路開拓及び自社商品の魅力向上のために行う、プロモーション（商品パッケージ・チラシ・HP 等の作成・改良）に関する取組みを支援します。

対象事業者

南丹市内に本社、主たる事業所又は店舗を有する事業者で、市税の滞納がなく、次のいずれかに該当する事業者が対象となります。

- (1) 中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者
- (2) 農事組合法人又は集落営農組織
- (3) 個人事業者
- (4) その他、市長が適当と認めた事業者

対象事業

対象となる事業は、市内事業者が自社商品のプロモーションを新たに企画または一新を図るために実施するもので、次のいずれかに該当する事業です。

- (1) 自社商品のパッケージ制作
- (2) 自社及び自社商品のチラシ等デザインの制作
- (3) 自社ホームページの開設又は改良
- (4) その他、自社商品のプロモーションに係り必要となる取組

助成内容

助成内容は以下のとおりです。予算に限りがありますので先着順に受け付け、予算総額に達した時点で受け付けを締め切ります。

- (1) 補助率 **1/2 以内 上限額 20 万円**
- (2) 予算総額 **予算上限に達し次第締め切ります**
- (3) 対象経費 報償費、印刷製本費、委託料（デザイン等の委託費、外注加工費、自社ホームページの開設又は改良費）、広告費

※通常発生する営業経費や、プロモーションする商品と関連性の低い費用は対象外です。

(例) 自社 HP・EC サイト等のランニングコスト、関連性の低いノベルティ、店舗用の看板・幟旗

申請方法

持参または郵送でお申込みください。※ご提出前に事前相談をおすすめします。
ご相談・持参の場合の受付時間は、開庁日の午前 9 時～午後 4 時 30 分

詳細

事業の詳細、条件等は以下のとおりです。

- (1) 1 事業者あたり同一年度 1 回の申請が可能です。
- (2) 通常の営業経費は対象となりません。
- (3) **令和 8 年 10 月 1 日以降の事業が対象**となります。
- (4) **令和 9 年 2 月 26 日までに事業完了**することが条件です。
- (5) 経費については親族や親族企業間で発注等を行ったものは対象になりません。
- (6) 事業に下限金額の設定はありません。

申請窓口

南丹市役所 市長公室 ふるさと創生室

622-8651 南丹市園部町小桜町 47 番地 1 号庁舎 3 階